

令和7年第3回羅臼町議会定例会（第2号）

令和7年9月11日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

日程第 1 議案第38号 令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

日程第 2 議案第39号 令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程第 3 議案第40号 令和7年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

日程第 4 議案第41号 令和7年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

日程第 5 議案第42号 令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

日程第 6 議案第43号 令和7年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

日程第 7 議案第44号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 8 議案第45号 羅臼町水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 9 議案第46号 財産の取得について

日程第10 議案第47号 財産の取得について

日程第11 議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

日程第12 議案第49号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

日程第13 議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第14 認定第 1号 令和6年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第 2号 令和6年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第 3号 令和6年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第 4号 令和6年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第 5号 令和6年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計

歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第 6号 令和6年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第20 報告第11号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

日程第21 報告第12号 令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について
(日程第14、認定第1号～日程第19、認定第6号及び日程第20、
報告第11号並びに日程第21、報告第12号 8件一括)

日程第22 発議第 3号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書

日程第23 各委員会閉会中の所管事務調査の件

日程第24 議員派遣の件

○出席議員（10名）

| | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 議長 | 10番 佐藤 晶君 | 副議長 | 9番 小野 哲也君 |
| | 1番 米井 宏喜君 | | 2番 浜岸 昭仁君 |
| | 3番 小川 雅勝君 | | 4番 山下 竜哉君 |
| | 5番 加藤 勉君 | | 6番 田中 良君 |
| | 7番 高島 謙二君 | | 8番 松原 臣君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

| | | | |
|---------|--------|-----------|---------|
| 町長 | 湊屋 稔君 | 副町長 | 川端 達也君 |
| 教育長 | 石崎 佳典君 | 監査委員 | 松田 真佐都君 |
| 企画財政課長 | 鹿又 明仁君 | 企画財政課参事 | 三宅 悠介君 |
| 総務課長 | 湊 慶介君 | 町民環境課長 | 野田 泰寿君 |
| 納税担当課長 | 鹿又 芳弘君 | 保健福祉課長 | 本見 泰敬君 |
| 保健福祉課参事 | 七海 隆之君 | 保健担当参事 | 飯島 祥子君 |
| 産業創生課長 | 飯島 東君 | まちづくり担当課長 | 伊藤 芳征君 |
| 建設水道課長 | 佐野 健二君 | 学務課長 | 八幡 雅人君 |
| 社会教育課長 | 長岡 紀文君 | 会計管理者 | 大沼 良司君 |

○職務のため議場に出席した者

| | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 平田 充君 | 議会事務局次長 | 堺 勝敏君 |
|--------|-------|---------|-------|

午前10時00分 開議

◎開 議 宣 告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本定例会は、ペーパーレスを目的としたタブレットやパソコンの持ち込みを許可しております。また、報道機関や行政のカメラ及びパソコンの持ち込みも許可しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 議案第38号 令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 議案第38号令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第38号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第39号 令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 議案第39号令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第40号 令和7年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計
補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 議案第40号令和7年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第41号 令和7年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業

特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君）　日程第4　議案第41号令和7年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君）　これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君）　討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君）　起立総員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5　議案第42号　令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君）　日程第5　議案第42号令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君）　これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君）　討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第43号 令和7年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 議案第43号令和7年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第44号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第44号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第44号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第45号 羅臼町水道布設工事監督者の配置基準及び資格
並び水道技術管理者の資格に関する条例の一部
を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第45号羅臼町水道布設工事監督者の配置基準及
び資格並び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例制定についてを審議
いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第46号 財産の取得について

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第46号財産の取得についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第47号 財産の取得について

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第47号財産の取得についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 議案第48号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第48号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第49号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（佐藤 晶君） 日程第12 議案第49号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 議案第50号北海道市町村職員退職手当組合規約の

変更についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

- ◎日程第14 認定第 1号 令和6年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定
- ◎日程第15 認定第 2号 令和6年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第16 認定第 3号 令和6年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第17 認定第 4号 令和6年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第18 認定第 5号 令和6年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第19 認定第 6号 令和6年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第20 報告第11号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- ◎日程第21 報告第12号 令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について

○議長（佐藤 晶君） 日程第14 認定第1号令和6年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第19 認定第6号令和6年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について及び日程第20 報告第11号令和6年度決算に基づく健全化判

断比率の報告について、日程第21 報告第12号令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの8件を一括議題といたします。

この説明に当たっては、議会運営委員会から了承していただいておりますので、総括表等で簡単明瞭に説明をお願いいたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） ただいま一括上程されました認定第1号令和6年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から認定第6号令和6年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定までの各会計の歳入歳出決算につきましては、監査委員の意見をつけて認定に付するものでございます。

決算書等の内容を説明させていただきますが、説明につきましては、参考資料の資料14の総括表で簡潔に説明させていただきますことを御了承くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、参考資料24ページから25ページをお開き願います。

総括表の上段、緑色の網かけは前年度の決算数値であります。下段が令和6年度の決算数値となっております。

説明につきましては、各会計とも、収入済額、不納欠損額、収入未済額、支出済額、歳入歳出差引残額とさせていただきます。

まず、認定第1号一般会計でございます。

収入済額57億7,779万1,550円、不納欠損額394万831円、これは、町税の税外収入等の不納欠損でございます。収入未済額1億2,258万8,938円は、町税及び税外収入、使用料及び手数料等の未納分となっております。支出済額は55億4,624万3,545円で、歳入歳出差引残額は2億3,154万8,005円の黒字決算となっております。

認定第2号国民健康保険事業特別会計。

収入済額9億4,812万1,941円、不納欠損額302万6,305円、これにつきましては、国民健康保険税の不納欠損でございます。収入未済額6,424万2,705円、これにつきましても国民健康保険税の未納分となっております。支出済額は9億4,512万812円で、歳入歳出差引残額は300万1,129円の黒字決算となっております。

次に、認定第3号介護保険事業特別会計。

収入済額4億4,653万8,824円、不納欠損額129万3,100円、介護保険料の不納欠損となっております。収入未済額1,024万1,401円、これにつきましても介護保険料の未納分でございます。支出済額は4億2,893万9,291円で、歳入歳出差引残額は1,759万9,533円の黒字決算でございます。

認定第4号後期高齢者医療事業特別会計。

収入済額8,447万9,888円、不納欠損額はございません。収入未済額223万1,166円は、後期高齢者医療保険料の未納分でございます。支出済額は8,104万3,449円で、歳入歳出差引残額は343万6,439円の黒字決算となっております。

次に、認定第5号国民健康保険診療所事業特別会計。

収入済額2億2,736万3,039円、不納欠損額及び収入未済額はございません。支出済額は2億2,296万3,549円で、歳入歳出差引残額は439万9,490円の黒字決算となっております。

合計につきましては、それぞれ性格が違いがございますので省略させていただきますが、全会計黒字決算となっております。

続きまして、26ページから27ページをお開き願います。

認定第6号水道事業会計でございます。

収益的収入及び支出の収入の決算額は6億2,602万7,819円、支出の決算額は6億1,933万7,410円で、差引過不足額は669万409円となりました。

次に、資本的収入及び支出の収入の決算額は9,145万9,907円、支出の決算額は1億4,114万4,337円で、差引過不足額は4,968万4,430円の不足となっておりまして、この不足額につきましては、当該年度分の消費税及び地方消費税、資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をさせていただいております。

続きまして、議案の16ページにお戻りいただきたいと思います。

報告第11号令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり報告する。

17ページをお願いいたします。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、令和6年度決算におきまして、羅臼町の全会計が黒字決算でございますので、早期健全化基準及び財政再生基準に該当はございません。

次に、実質公債費比率につきましては、過去3年間における平均比率となっており、前年度の7.9%に対しまして本年度は8.2%でありますが、公債費の元利償還金で体育館改修事業や一般廃棄物最終処分場に伴う町道植別2号線改良工事などの大型事業の償還によりまして、対前年度比0.3%の増加となりましたが、早期健全化基準の25%、財政再生基準の35%のいずれも下回っているものでございます。

次に、将来負担比率につきましては、令和6年度の地方債の現在高が約57億1,000万円となっており、昨年度と比較しまして約4億2,000万円の減額となっております。この町債の多くは、主に過疎対策事業債であるため、元利償還金の7割分が交付税措置されることや、ふるさと納税等による寄附金等の積立てなど、充当可能財源である基金全体の総額が増加していることから、該当はしておりません。

したがいまして、全ての比率につきまして、早期健全化基準値及び財政再生基準値を下

回っているものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

報告第12号令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

19ページをお願いいたします。

令和6年度決算に基づく資金不足比率でございますが、水道事業会計におきましても、令和6年度決算は黒字決算であり、資金不足を生じていないことから、該当はございません。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。

日程第20 報告第11号令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について並びに日程第21 報告第12号令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告については受理いたしました。

お諮りします。

日程第14 認定第1号から日程第19 認定第6号までの6件については、会議規則第38条第1項のただし書き及び委員会条例第5条により、議員全員の委員で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、これを付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議員全員の委員で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、これを付託して審査することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条第2項の規定により、羅臼町各会計決算特別委員会において正副委員長の互選をお願いいたします。委員会控室でお願いいたします。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に羅臼町各会計決算特別委員会において、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りました。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長に松原臣君、副委員長に山下竜哉君、以上のとおり互選させた旨の報告がありました。

松原臣君。

○8番（松原 臣君） 各会計決算特別委員会委員長を仰せつかりました松原臣でございます。

ただいま本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第6号の令和6年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算認定については、会期が本日までとなっておりますので、閉会中の継続審査の議決をお願いしたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） お諮りします。

ただいま、羅臼町各会計決算特別委員会委員長から、閉会中の継続審査の申出がありました。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14 認定第1号令和6年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第19 認定第6号令和6年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を羅臼町各会計決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第22 発議第3号 國土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書

○議長（佐藤 晶君） 日程第22 発議第3号國土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○6番（田中 良君） 発議第3号國土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和7年9月11日提出。

羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、田中良。

賛成者、羅臼町議会議員、米井宏喜、同じく松原臣、同じく浜岸昭仁。

国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書。

北海道は、豊かな自然、広大な土地、冷涼な気候などの特性と豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産業、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しております、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽

化など多くの課題を抱えている。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や、激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靭な地域づくりを進めるためにも、本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要である。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など、国土強靭化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、山積する道路整備の課題に対応しながら、計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう必要な予算を確保すること。

2、第1次国土強靭化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。

3、人流、物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワーク構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靭化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を促進すること。

4、令和7年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

5、冬期における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年9月11日。

北海道羅臼町議会議長、佐藤晶。

以上です。

○議長（佐藤晶君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第23 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（佐藤 晶君） 日程第23 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りします。

各委員長から委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出されました閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定いたしました。

◎日程第24 議員派遣の件

○議長（佐藤 晶君） 日程第24 議員派遣の件について議題といたします。

羅臼町議会議員道外行政視察について、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年第3回羅臼町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

議員

議員